

大阪府中小企業診断協会Q & A集

入会について

Q 1. 入会方法について

A 1. ご入会には、入会金の3万円と入会申込書のご提出が必要です。
すでに他府県協会に入会されている方は、入会金が免除されます。

Q 2. 推薦人について

A 2. 申込書の推薦人欄に大阪府協会正会員の氏名が必要です。
推薦人がいない場合は、空欄のままで結構です。事務局で対応いたします。

Q 3. 年度の途中に入会した場合、年会費はどのようなのですか？

A 3. 途中入会の場合、年会費45,000円は月割り額となります。

Q 4. 協会に入るメリットについて

A 4. 各研究会や各種業界別の交流会を通じて、独立診断士や企業内診断士、他士業など、業界の垣根を越えた多彩な人脈づくりができます。
また、資格更新のサポートとして理論政策更新研修や実務従事事業の実施や、能力向上としてスキルアップ研修・各種セミナーの案内をしています。
さらに、独立支援としてプロコン道場の実施も行っています。独立している方も独立予定のない方でもお役に立つと思いますので、ご参加をお待ちしております。

Q 5. 入会前に協会活動について詳しく知りたい。

A 5. 大阪府中小企業診断協会のホームページにて、協会の活動を詳しく紹介しています。
当ホームページでは会員向けの会報も公開しているので、ぜひご覧ください。
また、ご希望の方には協会の申込書とパンフレットをお送りしています。
(郵送／Mail どちらも可)

青年部・研究会・事業への参加について

Q 1. 青年部は何歳まで入れますか？

A 1. 青年部は、40歳以下のメンバーを中心に活動しています。ただし、資格取得5年以内で45歳以下の方も参加することが可能です。

Q 2. 研究会に参加するには？

A 2. ホームページに掲載の代表者にご連絡をお願いいたします。

Q 3. 海外研修旅行について

A 3. 現地のJETROでブリーフィングを受けたり、進出企業などを視察します。観光も組合わせて楽しく活動します。

退会・休止・休会について

Q 1. 退会方法について

A 1. 府協会会員専用kintoneより、退会届をダウンロードいただき、事務局にご提出ください。その後の詳しい手続きは事務局よりご案内いたします。

Q 2. 診断士の活動を休止する場合

A 2. 診断士の活動を休止する場合、協会にご連絡をお願いいたします。中小企業庁へ休止手続きをしても、協会の退会処理は行われません。また、休止中でも協会を継続することは可能です。

Q 3. 協会の休会制度について

A 3. 休会制度は原則ありません。例外として、海外に赴任する場合などには休会の制度があります。

その他

Q 1. 「大阪府中小企業診断協会」と「大阪中小企業診断士会」の違いについて

A 1. 「大阪府中小企業診断協会」は、会員向けのサービスを主な事業としています。「大阪中小企業診断士会」は、独立診断士によって構成されるコンサルティングファームです。民間企業への経営支援や公的支援機関からの受託を主な事業としています。
※府協会にご所属の方しか士会への入会はできません。